

香芝市体育施設等
指定管理者募集要項

令和8年8月
香芝市教育委員会事務局教育部生涯学習課

目 次

	ページ
第 1 指定管理者の指定期間.....	1
第 2 申請資格.....	1
1 基本事項.....	1
2 申請の制限.....	1
第 3 複数の法人等による申請.....	2
第 4 指定管理者の公募及び選定に関する事項	3
1 募集要項、仕様書等の配布.....	3
2 現地説明会の開催.....	3
3 設計図書の見覧.....	4
4 参加表明書の提出.....	4
5 質問票の提出.....	4
6 申請書類の提出.....	5
7 申請書類について.....	5
8 指定管理者候補者の選定.....	6
9 選定結果等の公表.....	7
10 仮協定書の締結.....	7
11 指定管理者の指定.....	7
第 5 申請書類等.....	7
1 申請書類.....	7
2 「事業計画書（第 4 号様式）」の記載要領	8
3 「収支計画書（第 10 号様式）」の記載要領	9
第 6 協定書の締結.....	9
1 基本協定書.....	9
2 年度協定書.....	9
第 7 利用者モニタリング及び実績評価に関する事項	9
1 報告書の提出.....	10
2 利用者モニタリングの実施.....	10
3 自己評価の実施.....	10
4 実績評価.....	10
第 8 その他.....	10
1 教育委員会と指定管理者との責任の分担	10
2 業務の継続が困難になった場合の措置.....	11
3 その他.....	12
第 9 問合せ先.....	12
第 10 参考資料.....	13

別記 1	香芝市体育施設等指定管理者審査基準 (第 1 次審査基準及び採点表)	1 4
別記 2	香芝市体育施設等指定管理者審査基準 (第 2 次審査基準及び採点表)	1 5
別記 3	個人情報取扱特記事項.....	1 8

香芝市体育施設等指定管理者募集要項

香芝市体育施設及び有料公園施設（以下これらを「施設」という。）について、管理運営業務（以下「業務」という。）を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに香芝市体育施設条例（平成21年条例第11号）第4条第1項及び第5条第1項並びに香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）第7条の2第1項及び第21条の2第1項の規定により、指定管理者を募集する。

第1 指定管理者の指定期間

- 1 指定管理者の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定している。
- 2 1の規定にかかわらず、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定管理者の指定を取り消すことがある。

第2 申請資格

1 基本事項

指定管理者の指定の申請（以下単に「申請」という。）をすることができるものは、指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人の申請は、受け付けない。

2 申請の制限

次のいずれかに該当する法人等は、申請をすることができない。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、香芝市（以下「市」という。）、教育委員会その他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができない法人等
- (3) 申請日において、市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- (4) 国税又は地方税を滞納している法人等
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがされた法人等及び特別清算開始の命令がされている法人等

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされ、若しくは再生手続開始の決定がされ又は会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがされ、若しくは更正手続開始の決定がされている法人等
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされ、又は破産開始の決定がされている法人等
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (10) (8)及び(9)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引し、資金を供給し、便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等
- (11) 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者を、法人格のない団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
- (12) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等
- (13) 役員等に破産した者又は刑法（明治40年法律第45号）第12条第1項に規定する拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等
- (14) 市長、副市長、教育長、香芝市議会議員又は地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している法人等（香芝市議会議員以外の者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。）

第3 複数の法人等による申請

施設のサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「共同企業体等」という。）が共同して申請することができる。この場合において、次の事項に留意して申請しなければならない。

- 1 共同企業体等により申請をする場合は、申請時に代表となる法人等を選定しなければならない。この場合において、他の法人等は、当該共同企業体等の構成団体となる。

なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

- 2 共同企業体等の構成団体は、他の共同企業体等の構成団体となること、又は単独で申請することはできない。
- 3 共同企業体等の構成団体についても、「第2 申請資格」を満たしていることが必要である。
- 4 「第5 申請書類等」の1の(5)から(12)までの書類については、構成団体ごとに提出しなければならない。
- 5 共同企業体等は、申請に関する事務の全てを代表となる法人等を通じて行わなければならない。

また、教育委員会が当該代表となる法人等に対して行った行為は、当該共同企業体等の構成団体の全てに対して行ったものとみなす。

- 6 現地説明会には、代表となる法人等が参加しなければならない。

第4 指定管理者の公募及び選定に関する事項

1 募集要項、仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和8年8月3日（月）から同月21日（金）まで

(2) 配布場所及び配布方法

市のホームページに掲載する。

2 現地説明会の開催

現地説明会への参加を申請の要件とする。

(1) 開催日時

令和8年8月19日（水）午前10時00分

(2) 開催場所

香芝市総合体育館2階 第2会議室

(3) 参加人数

各法人等につき2名以内（共同企業体等で申請する場合は、構成団体につき2名以内）

(4) 参加申込期限

令和8年8月14日（金）午後5時15分まで（必着）

(5) 参加申込先

香芝市教育委員会事務局教育部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）

郵便番号：〒639-0292

住所：香芝市本町1397番地

E m a i l : syougai@city.kashiba.lg.jp

(6) 参加申込方法

香芝市体育施設等指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで申し込まなければならない。当該申込書の提出のない法人等は、説明会に参加することができない。

(7) その他

説明会には、香芝市体育施設等指定管理者募集要項及び仕様書を持参しなければならない。集合場所等については、申込みがあった法人等に別途通知する。

3 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間

設計図書の閲覧期間は、令和8年8月3日（月）から同月21日（金）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

(2) 閲覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

生涯学習課

(4) その他

閲覧に当たっては、事前に生涯学習課まで電話連絡の上、来庁すること。

4 参加表明書の提出

参加表明書の提出がない法人等は、申請することができない。

(1) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

生涯学習課

(3) 提出方法

香芝市体育施設等指定管理者募集に係る参加表明書（第2号様式）に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで提出しなければならない。

5 質問票の提出

(1) 提出期間

令和8年8月24日（月）午前8時30分から同月28日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

生涯学習課

(3) 提出方法

質問票（第3号様式）により郵送又は電子メールで提出するものとし、口頭による質問は、受け付けない。

また、参加表明書の提出がない法人等の質問は、受け付けない。

(4) 質問回答予定日時

令和8年9月4日（金）午後1時00分頃を予定している。

(5) 質問回答方法

参加表明書を提出した各法人等に電子メールにて回答する。質問者の明示は行わない。

6 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和8年9月8日（火）から同月18日（金）まで（必着）とする。ただし、休日等を除く。

(2) 提出場所

生涯学習課

(3) 提出部数

正本1部、副本15部（複写可）及び正本と同じ内容を保存した電子データ（CD-R又はDVD-R）1部

(4) 提出方法

直接持参し、又は郵送すること。

(5) その他

申請に関して必要となる経費は、申請する法人等（以下「申請者」という。）の負担とする。

7 申請書類について

(1) 教育委員会は、審査の結果の公表その他必要な場合には、申請書類の全部若しくは一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製し、若しくは改変して使用できる。

(2) 申請者から提出された申請書類は、返却しない。

(3) 申請者から提出された申請書類については、明らかな記載内容の誤り又は軽微な文言の修正を除き、提出期間後における内容変更は認めない。

- (4) 教育委員会が保有する申請者から提出された申請書類（正本１部）については、香芝市情報公開条例（平成１２年条例第２８号）第２条第２項に規定する行政文書に該当するため、留意すること。

8 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の適正かつ公正な選定等を行うため、香芝市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査基準（別記１及び別記２）に基づいて審査し、及び採点する。

(2) 失格事項

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、その者を審査の対象から除外するものとする。

- ア 申請者及び申請者の関係者等が審査に対する不当な要求を行った場合又は委員会の委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画等を提出した場合
- エ 申請書類の提出期間内までに所定の申請書類が整わなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

(3) 第１次審査

ア 開催時期

令和８年９月下旬（予定）

イ 審査方法等

委員会の各委員は、事業計画書等の申請書類の審査及び採点を行う。第１次審査を通過する申請者は５団体以内とし、申請者が５団体以下の場合にあつては、第１次審査は行わない。

ウ 審査結果の通知

第１次審査の結果は、審査終了後速やかに全ての申請者に自己の結果のみを通知する。

なお、審査結果の問合せには、応じない。

(4) 第２次審査

ア 開催日時

令和８年１０月２３日（金）午前１０時００分

イ 開催場所

香芝市役所

ウ 参加人数

各法人等につき 2 名以内（共同企業体等で申請する場合は、構成団体につき 2 名以内）

エ 審査方法

（ア）第 1 次審査を通過した申請者は、プレゼンテーション及びヒアリング方式で第 2 次審査を受けるものとする。詳細については、別途通知する。

（イ）委員会は、第 2 次審査を受けた者のうち、第 1 順位者（以下「候補者」という。）、第 2 順位者及び第 3 順位者を決定し、候補者が審査の失格事項に該当した場合、協定の締結において不備が生じた場合等は、第 2 順位者を候補者とする。

オ 審査結果の通知

第 2 次審査の結果は、審査が終了した後、速やかに第 2 次審査の参加者に通知する。

9 選定結果等の公表

委員会における審査の結果、選定の理由等については、市のホームページにて公表する。

なお、候補者以外の申請者の名称については、公表しない。

10 仮協定書の締結

教育委員会は、候補者との間において、仮協定書を締結する。

11 指定管理者の指定

候補者に選定された法人等については、令和 8 年 1 2 月香芝市議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。

なお、香芝市議会により否決された場合にあっては、候補者が支出した経費等については、補償しない。

第 5 申請書類等

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次の書類を提出しなければならない。申請書類は、原則として日本産業規格 A 列 4 番とする。

なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加の資料の提出を求める。

また、共同企業体等で申請する場合は、該当する書類について構成団体分も提出しなければならない。

1 申請書類

(1) 香芝市体育施設条例施行規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 8 号）及び香芝市有料公園施設の管理に関する規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 9 号）に規

定する香芝市体育施設指定管理者指定申請書及び有料公園施設指定管理者申請書（以下これらを「指定申請書」という。）

- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (3) 法人にあつては、法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（申請書類の提出の日前3月以内に取得したものに限る。）
- (4) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し（申請書類の提出の日前3月以内に取得したものに限る。）
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (7) 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- (8) 香芝市体育施設等事業計画書（第4号様式）
- (9) 誓約書（第5号様式）
- (10) 国税及び地方税の各納税証明書（指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近年の滞納がないことの証明書）
- (11) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (12) 法人等概要書（第6号様式）及び法人等の概要が分かるパンフレット等
- (13) 共同企業体等構成団体表（第7号様式）
- (14) 委任状（第8号様式）
- (15) 辞退届（第9号様式）（申請書類の提出後に辞退する場合に限る。）
- (16) 収支計画書（第10号様式）
- (17) 自主事業収支計画書（第11号様式）
- (18) 防災及び危機管理計画書一式（様式任意）
 - ア 防災管理計画書
 - イ 防災訓練及び研修実施計画書
 - ウ 地域連携及び防災啓発計画書
 - エ 業務継続計画（BCP）及び災害対応マニュアル

2 香芝市体育施設等事業計画書（第4号様式）の記載要領

香芝市体育施設等事業計画書（第4号様式）は、様式は問わないが、各項目に沿って、日本産業規格A列4番を基本とし、1項目1ページ程度で、全体で30

ページ程度で記載すること。カラー印刷、写真、イラスト、グラフ等の使用は、可とする。

3 収支計画書（第10号様式）の記載要領

収支計画書（第10号様式）には、利用料金表（案）を添付すること。

第6 協定書の締結

香芝市議会の議決を経て、指定管理者に指定した法人等と、仮協定書に基づき、協定書を締結する。協定は、指定期間を通じての「基本協定」と、年度ごとの「年度協定」に分けて締結する。

なお、協定書の締結日は、令和9年4月1日とし、協定書の主な項目は、次のとおりとする。

1 基本協定書

- (1) 業務内容に関する事項
- (2) 管理物件に関する事項
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 施設の利用許可等に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 個人情報保護に関する事項
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 利用者モニタリングに関する事項
- (10) リスク分担に関する事項
- (11) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (12) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (13) その他必要と認める事項

2 年度協定書

- (1) 当該年度の業務内容に関する事項
- (2) 当該年度に市が支払う指定管理料に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

第7 利用者モニタリング及び実績評価に関する事項

教育委員会は、指定期間中に利用者モニタリング及び実績評価を行う。

1 報告書の提出

指定管理者は、毎月の利用者数、利用料金収入の実績、アンケート結果、苦情、要望等の内容について「事業報告書」として翌月末までに教育委員会に提出しなければならない。

2 利用者モニタリングの実施

教育委員会は、定期的に施設の利用者から意見、満足度等を聴取し、利用者モニタリングを実施しなければならない。なお、教育委員会が指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため必要があると認めたときは、指定管理者に対して利用者モニタリングを実施させることができる。

3 自己評価の実施

指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により評価を行い、報告書を教育委員会に提出するものとする。

なお、実施時期及び項目等については、教育委員会及び指定管理者が協議の上、決定する。

4 実績評価

教育委員会は、事業報告書の検査により、指定管理者が業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対し必要な改善措置を講ずるよう指導を行い、当該指導を行ってもなお業務の改善がされないときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

第8 その他

1 教育委員会と指定管理者との責任の分担

教育委員会と指定管理者との責任の分担は、原則として次表のとおりとする。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が発生した場合は、教育委員会及び指定管理者が協議の上、決定する。

項 目	教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
施設（建物、工作物及び設備）の保守点検		○
施設及び設備の維持管理		○
安全衛生管理		○
施設の利用許可		○
事故、火災等による施設及び備品の損傷		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
施設利用者の被災に対する責任		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

上記以外の場合	○	
第三者への損害（周辺住民等への損害）		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
不可抗力※１による施設及び設備の復旧費用	○	○
不可抗力による管理運営業務の変更、中止及び延期	○	○
管理施設の修繕		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
１件当たり５０万円（税込み）未満の場合		○
上記以外の場合	○	
施設の火災共済保険の加入	○	
施設賠償責任保険の加入		○
物価及び人件費の上昇※２		○
金利の上昇		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
減免による利用料金収入の減少		
減免利用者が大幅に増加した場合	○	
上記以外の場合（実績を基に減免額を見込む。）		○
指定管理事業が終了した時の撤去費用等		○

備考

- １ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因であり、かつ、指定管理者及び市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ２ 収支計画に多大な影響を及ぼす場合については、教育委員会及び指定管理者が協議の上、責任の分担を決定する。

２ 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったときは、教育委員会は、指定管理者の指定の取消しをすることができる。この場合において、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

当事者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になったときは、教育委員会は、業務の全部又は一部の停止を命じることがある。この場合において、指定管理者の利用料金の収入額が減少したときは、単に減少した利用料金の収入額のみを考慮するだけでなく、臨時的に閉場することによって発生しなかった経費等、全ての費用及び収益への影響を考慮し、教育委員会及び指定管理者が協議の上、当該影響に係る費用分担を決定するものとする。

3 その他

(1) 引継業務

指定管理者は、利用者の利便性が損なわれないよう、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行するため、引継ぎに積極的に協力するとともに、必要なデータ等を提供しなければならない。

(2) 災害対応

市において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市が災害対策を実施する場合は、災害時の避難所に指定されている施設は、避難所として利用される場合があるため、災害の発生状況により施設の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

(3) 個人情報の保護

指定管理者は、業務に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 情報の公開

指定管理者は、香芝市情報公開条例に基づき、各施設の管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応しなければならない。

第9 問合せ先

香芝市教育委員会事務局教育部生涯学習課

郵便番号：〒639-0292

住所：香芝市本町1397番地

電話：0745-44-3339（直通）

E m a i l : syougai@city.kashiba.lg.jp

第 10 参考資料

- 1 令和 6 年度及び令和 7 年度施設利用状況
- 2 令和 6 年度及び令和 7 年度修繕状況一覧

市及び教育委員会の条例及び規則等については、それぞれ市のホームページからダウンロードすることができる。

別記 1

香芝市体育施設等指定管理者審査基準
(第 1 次審査基準及び採点表)

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
経 営 体 制	経費の積算の妥当性及び業務効率化	1 0
	法人等の経営状態	1 0
	過去の実績	1 0
組 織 体 制	総括責任者及び職員の業務に関する基本的な考え方	1 0
	職員の配置計画及び人材確保	1 0
管 理 業 務	施設の維持管理	1 0
	利用者の安全確保対策、事故防止対策及び危機管理体制	1 0
運 営 業 務	稼働率の向上	1 0
	自主事業の提案	2 0
合 計		1 0 0

備考

- 1 第 1 次審査の得点は、第 2 次審査には持ち越さない。
- 2 審査員の総合計点が満点（1 0 0 点）に審査員の人数を乗じて得た額の 6 割に満たない場合又は満点（1 0 0 点）の 6 割未満の採点を行った審査員が過半数の場合は、不合格とする。

別記 2

香芝市体育施設等指定管理者審査基準
(第2次審査基準及び採点表)

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点	
経 営 体 制	運 営 の 基 本 方 針	管理運営の方針が施設設置の目的に合致するか。	1 0	1 0
	経 費 等 の 積 算	収支の積算は、事業内容と整合性があるか。	1 0	5 0
		施設経費削減、業務効率化等の提案がなされているか。	1 0	
		利用料金収入及び指定管理料等の収入の合計額が管理運営経費の支出総額を上回るときは、その配分について、市への配分を重視しているか。	1 0	
		指定管理料金の設定が適切であるか。	2 0	
	法 人 等 の 経 営 状 態	過去の決算、業績等の経営状態は良好であるか。	2 0	2 0
	セルフモニタリング及び自己成果目標	セルフモニタリングの体制及び評価基準が確立されているか。また、評価を次年度に生かすよう体制が確立できているか。	1 0	1 0
	過 去 の 実 績	類似した業務実績があるか。	2 0	2 0
	社 会 的 責 任	法人等が果たすべき社会的責任は適切か。	1 0	1 0
	経 営 困 難 時 の 対 応	施設の運営が困難となった場合の対応が示されているか。	1 0	1 0
小 計			1 3 0	
組 織 体 制	管 理 体 制	施設の管理体制（総括責任者及び職員）と業務内容が示されているか。	1 0	1 0

	職 員 の 配 置	業務遂行に必要な職員が適正に配置されているか。	1 0	1 0
	研 修 計 画	職員研修及び教育体制は適正か。	2 0	2 0
小 計			4 0	
管 理 業 務	施 設 の 維 持 管 理	施設及び設備の保守点検、修繕、養生等の維持管理が適切に対処できる提案になっているか。	1 0	1 0
	安 全 確 保 等	利用者の安全確保、事故防止等の安全対策は適切か。	2 0	2 0
	危 機 管 理 体 制	緊急事態発生時（事故、災害等）における危機管理体制が整備されているか。	2 0	2 0
	個 人 情 報 保 護	個人情報の取扱い及び情報の管理体制は適正か。	1 0	1 0
小 計			6 0	
運 営 業 務	稼 働 率 の 向 上	稼働率及び来場者数の向上につながる提案がなされているか。	2 0	2 0
		広報において独自性のある提案（インターネット、SNS等を活用した利用案内等の工夫及び施設、イベント等のPR方法）がなされているか。	1 0	1 0
	利 用 者 の 意 見 反 映	利用者の要望、苦情等を把握し、業務改善につなげ、利用者満足度を高める提案がなされているか。	2 0	2 0
	地 域 活 性 化 へ の 貢 献	施設の利用を通じて地域の活性化に貢献するための提案（香芝市内の事業者との連携及び香芝市内における雇用への配慮等）がなされているか。	2 0	2 0

	地域住民との連携	地域住民及び市民団体との連携を図り、イベント企画等を通じて地域活性化に貢献するための提案がなされているか。	20	20
小 計			90	
自主事業	自主事業	仕様書の内容を踏まえ、市の特性、施設の設置目的及び利用者のニーズに沿った魅力的な事業の提案がなされているか。	30	30
小 計			30	
合 計			350	

備考

- 1 最高点の者が複数いる場合は、提案された指定管理料の評価が高い者を候補者とする。
- 2 審査員の総合計点が満点（350点）に審査員の人数を乗じて得た額の6割に満たない場合又は満点（350点）の6割未満の採点を行った審査員が過半数の場合は、不合格とする。

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定管理期間が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第 3 指定管理者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 指定管理者は、教育委員会の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、及び教育委員会の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第 5 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（第 13 において「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第 6 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第 7 指定管理者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により教育委員会に報告しなければならない。

2 指定管理者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により教育委員会に報告しなければならない。

3 作業責任者は、仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第 8 指定管理者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 指定管理者は、業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第 9 指定管理者は、業務を処理するために教育委員会から引き渡された個人情報が記録された資料等を教育委員会の承諾なしに複写し、及び複製してはならない。

(再委託における条件)

第 10 指定管理者は、教育委員会の許諾を得た場合に限り、業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 指定管理者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1)の場合、指定管理者は、再委託先に業務に関する一切の義務を遵守させるとともに、教育委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 指定管理者は、再委託先に対して業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、教育委員会の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(4) (3)の場合、指定管理者は、教育委員会自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

第 11 指定管理者は、業務を処理するために、教育委員会から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の

完了後、直ちに、教育委員会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、教育委員会が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

- 2 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第12 教育委員会は、定期に又は必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び業務の遵守状況について、指定管理者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、指定管理者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第13 指定管理者は、個人情報の漏えい等が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、教育委員会に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について教育委員会の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第14 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、業務の処理に関し、教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、教育委員会又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、業務の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（特定個人情報等の持ち出しの禁止）

第15 指定管理者は、業務に関して知り得た行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に規定する個人番号及び同条第9項に規定する特定個人情報（第16において「特定個人情報等」という。）を事業所内から持ち出してはならない。

（特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化）

第16 指定管理者は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。